

## 長門市省力化機器等導入支援補助金（Q & A）

### 【事業の目的】

Q1	この補助金は、どのような目的に対する事業ですか。
A1	市内における中小企業者の省力化機器等の導入を支援することで中小企業者等の生産性向上を図り、人手不足の解消や売上拡大を通じた持続的な販上げの実現に資することを目的として、人が行う業務を代替する機器、ソフトウェア等の導入支援をするものです。

### 【対象者要件】

Q2	この補助金の対象者を教えてください。										
A2	<p>①～③のいずれかに該当、かつ④・⑤に該当する長門市内に事業所を有する事業者であり、申請は1事業者につき1回限りとします。</p> <p>①中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に該当</p> <p>②中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項又は3項のいずれかに該当</p> <p>③長門市内に事務所等を有する中小企業者、若しくは一次産業を営む個人</p> <p>④令和6年度の「省人化・省力化機器等導入支援補助金」の交付決定を受けていない事業者</p> <p>⑤令和7年度の「省力化機器等導入支援補助金」の交付決定を受けていない事業者</p> <p>《参考》</p> <p>中小企業基本法第2条</p> <table border="1"><thead><tr><th>業種</th><th>資本金・従業員規模</th></tr></thead><tbody><tr><td>製造業、建設業、運輸業、 その他の業種 (下記の物を除く)</td><td>3億円以下または300人以下</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>1億円以下または100人以下</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>5千万円以下または100人以下</td></tr><tr><td>小売業</td><td>5千万円以下または50人以下</td></tr></tbody></table> <p>中小企業信用保険法第2条</p> <p>※第1項(中小企業者)抜粋</p> <p>農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、消費生活協同組合 等</p> <p>医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が300人以下</p> <p>特定非営利活動法人 常時使用する従業員の数が300人以下</p> <p>小売業50人以下、卸売業又はサービス業100人以下</p> <p>※第3項(小規模事業者)抜粋</p> <p>常時雇用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下)</p> <p>医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が20人以下</p> <p>特定非営利活動法人 常時使用する従業員の数が20人以下</p> <p>商業・サービス業は5人以下</p>	業種	資本金・従業員規模	製造業、建設業、運輸業、 その他の業種 (下記の物を除く)	3億円以下または300人以下	卸売業	1億円以下または100人以下	サービス業	5千万円以下または100人以下	小売業	5千万円以下または50人以下
業種	資本金・従業員規模										
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種 (下記の物を除く)	3億円以下または300人以下										
卸売業	1億円以下または100人以下										
サービス業	5千万円以下または100人以下										
小売業	5千万円以下または50人以下										

Q3	個人事業主は対象となりますか。
A3	開業届を提出している方で、長門市内の事務所等に導入する方は対象となります。

Q4	個人事業主で、住民票上の住所は長門市内ですが、開業している店舗は長門市外ですが対象となりますか。
A4	対象になりません。長門市内の店舗・事務所等に導入する場合が対象となります。

Q5	長門市内に店舗・事務所があるが、本社が市外の場合は対象となりますか。
A5	長門市内の店舗・事務所に導入するものであれば対象となります。

Q6	店舗と住宅が兼用となっていますが、対象となりますか。
A6	店舗部分と住宅部分が明確に分かれている場合は対象となる場合があります。 (現地確認をする場合があります。)

Q7	フランチャイズのコンビニも対象となりますか。
A7	長門市内の店舗に導入するものであれば対象となります。

Q8	これから飲食店を開店予定で、開店に向けて補助対象機器を購入予定です。補助金の対象となりますか。
A8	新たに設置する予定の店舗、事務所等に係る経費は補助の対象となりません。 申請日時点で開業（営業）している店舗が対象となります。

Q9	現在店舗を休業中ですが、補助金の対象となりますか。
A9	休業中の店舗等は補助の対象となりません。 申請日時点で店舗等を営業している必要があります。

【申請について】

Q10	申請書類等は、どこで入手できますか。
A10	申請様式や必要書類については、長門市のホームページからダウンロードが可能です。

Q11	申請は先着順ですか。
A11	先着順とさせていただきます。予算に達した場合はメールの受信日時を基準に判定させていただきます。

Q12	申請は、1事業者につき1回限りとなっているが、本店と支店がある場合の取り扱いはどうなるのか。
A12	複数の店舗・事務所がある場合は、まとめて申請してください。

Q13	他の補助金と併用して申請できますか。
A13	できますが、補助金として受領又は申請している額を差し引いた額が補助対象経費となります。

Q14	独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する「中小企業省力化投資補助事業」についてどうやったら確認できますか。
A14	下記のウェブサイトをご確認ください。 <a href="https://shoryokuka.smrj.go.jp/">https://shoryokuka.smrj.go.jp/</a>

Q15	補助対象機器の導入や設置工事はいつからできるのですか。
A15	導入、設置工事は交付決定日以降に行ってください。交付決定は申請後14日程度で行います。なお、交付決定日以前に購入手続き等を行ったものは対象外となりますので、ご注意ください。

Q16	設置工事等が終わった場合はどのようにしたらいいですか。
A16	事業完了から30日以内もしくは令和8年12月28日のどちらか早い日までに支払と実績報告書の提出をしてください。

【補助対象となる経費及び機器等について】

Q17	消費税は対象となりますか。
A17	補助対象経費は「消費税及び地方消費税額」を除いた額となります。

Q18	中古品やリース費用は補助の対象となりますか。
A18	補助の対象となりません。

Q19	既に導入している機器の更新、入れ替え、増設は対象になりますか？
A19	省力化に資するものと認められる場合、対象となります。

Q20	申請者と発注先の購入・施工事業者が同一でも対象となりますか。
A20	対象となりません。 また、申請者の親会社、子会社などの関連会社（申請者と資本関係（連結決算等）のある会社、役職員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引に係る経費についても対象となりませんのでご注意下さい。

Q21	セルフオーダーシステムを導入したいと思っています。機器とセットで必要なタブレット端末の購入をしようと思っていますが、対象となりますか。 対象となる場合、システム機器20万円タブレット端末9万円×3台を購入しようと思っていますが、いくら補助されますか。（税抜）
A21	汎用性があり、他の用途に転用可能なものは原則対象外ですが、導入と併せて必要な機器と判断された場合に限り機器の購入費用の2/3を上限として対象になります。 60,000円（90,000円（税抜）×2/3※1,000円未満切り捨て）がタブレット端末の対象経費となります。 《算定式》 タブレット補助対象経費 ①タブレット端末対象経費60,000円×3台＝180,000円 ②システム機器200,000円×2/3＝133,000円（千円未満切捨） ①と②の小さい方がタブレット補助対象経費＝133,000円 《補助対象経費》 システム機器200,000円+タブレット端末133,000円＝333,000円 《補助額》333,000円×2/3（補助率）＝222,000円となります。

<b>Q22</b>	車の購入は対象になりますか。
<b>A22</b>	対象なりません。車両・船舶などの構造上人が乗って使用する機器は対象外となります。 例) 自動車・船舶・乗用農機具・電動カート・フォークリフト等

<b>Q23</b>	補助対象経費の支払いをクレジットカードで支払った場合は対象となりますか。
<b>A23</b>	対象となります。ただし、実績報告書の提出日までに銀行口座からの引き落としが確認できるものが必要になります。また、支払を証する書類として以下の①～③の資料の提出が必要です。 ①請求書等（請求元、内容、請求額の記載があるもの） ②カード会社からの明細 ③口座から引き落とされたことがわかる書類（通帳の写し等）

<b>Q24</b>	補助対象経費を、ポイントを利用して支払った場合は対象となりますか。
<b>A24</b>	対象なりません。 法定通貨以外（例：仮想通貨、商品券、ポイントなど）を利用して支払った場合には、その利用された金額を除いて補助対象経費を算出するようになります。